

甲 第 137 号 議 案

岡山市ウェルポートなださき条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市ウェルポートなださき条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年 8 月 30 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市ウェルポートなださき条例の一部を改正する条例

第1条 岡山市ウェルポートなださき条例（平成21年市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1 クッキングスタジオの項を削る。

別表第4 調理設備（電気調理実習台）の項を削る。

第2条 岡山市ウェルポートなださき条例の一部を次のように改正する。

別表第1 会議室1の項からボランティアルームの項までを削る。

附 則

この条例中第1条の規定は平成29年11月1日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

提案理由

岡山市ウェルポートなださきのクッキングスタジオ等の岡山市立灘崎公民館への移管に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 138 号 議 案

岡山市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年 8 月 30日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立公民館条例の一部を改正する条例

第1条 岡山市立公民館条例（昭和27年市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号の表岡山市立灘崎公民館の項中「204番地」を「159番地1」に改める。

別表第1第28項を次のように改める。

28 岡山市立灘崎公民館

| 室名\使用区分 | 午前9時 30分から 正午まで | 午後1時 から午後 3時まで | 午後3時 30分から 午後5 時30分 まで | 午後1時 から午後 5時まで | 午後6時 から午後 9時まで | 午前9時 30分か ら午後9 時まで |
|-----------------|-----------------------|----------------------|------------------------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------|
| 第1講座室 | 510円 | 360円 | 360円 | 720円 | 1,130円 | 2,260円 |
| 第2講座室 | 510円 | 360円 | 360円 | 720円 | 1,130円 | 2,260円 |
| 第1研修室 | 510円 | 360円 | 360円 | 720円 | 1,130円 | 2,260円 |
| 第2研修室 | 510円 | 360円 | 360円 | 720円 | 1,130円 | 2,260円 |
| 第1研修室・ 第2研修室 | 1,020円 | 720円 | 720円 | 1,440円 | 2,260円 | 4,520円 |
| 第3研修室 (和室) | 510円 | 360円 | 360円 | 720円 | 1,130円 | 2,260円 |
| 料理講座室 | 1,640円 | 1,380円 | 1,380円 | 2,770円 | 3,290円 | 6,990円 |

| | | | | | | |
|-------|---------|-------|-------|---------|---------|---------|
| 美術工芸室 | 1,540 円 | 820 円 | 820 円 | 1,640 円 | 1,950 円 | 4,210 円 |
|-------|---------|-------|-------|---------|---------|---------|

備考

- 1 使用申込時間を午後 10 時までを限度として延長する場合は、30 分延長するごとに午後 6 時から午後 9 時までの使用区分に対する額の 15% に相当する額を加算するものとし、加算額に 100 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 2 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を徴収する。

第 2 条 岡山市立公民館条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号の表岡山市立御津公民館の項の次に次のように加える。

| | |
|-----------|----------------------|
| 岡山市立操山公民館 | 岡山市中区国富三丁目 9 番 1 2 号 |
|-----------|----------------------|

第 2 条第 3 号の表岡山市立中央公民館三敷分館の項から岡山市立中央公民館浜川原分館の項までの規定中「中央公民館」を「操山公民館」に改める。

別表第 1 中第 37 項を第 38 項とし、第 16 項から第 36 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 15 項の次に次の 1 項を加える。

16 岡山市立操山公民館

| 室名\使用区分 | 午前 9 時 30 分から 正午まで | 午後 1 時 から午後 3 時まで | 午後 3 時 30 分から 午後 5 時 30 分 まで | 午後 1 時 から午後 5 時まで | 午後 6 時 から午後 9 時まで | 午前 9 時 30 分から 午後 9 時まで |
|---------------------|--------------------------|-------------------------|--|-------------------------|-------------------------|---------------------------------|
| 第 1 講座室 | 510 円 | 360 円 | 360 円 | 720 円 | 1,130 円 | 2,260 円 |
| 第 2 講座室 | 510 円 | 360 円 | 360 円 | 720 円 | 1,130 円 | 2,260 円 |
| 第 1 講座室・ 第 2 講座室 | 1,020 円 | 720 円 | 720 円 | 1,440 円 | 2,260 円 | 4,520 円 |
| 研修室（和室） | 510 円 | 360 円 | 360 円 | 720 円 | 1,130 円 | 2,260 円 |
| 実技室 | 720 円 | 770 円 | 770 円 | 1,540 円 | 1,640 円 | 3,290 円 |
| 料理講座室 | 1,640 円 | 1,380 円 | 1,380 円 | 2,770 円 | 3,290 円 | 6,990 円 |
| 美術工芸室 | 1,540 円 | 820 円 | 820 円 | 1,640 円 | 1,950 円 | 4,210 円 |
| 茶室 | 510 円 | 360 円 | 360 円 | 720 円 | 1,130 円 | 2,260 円 |

備考

- 1 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 2 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を徴収する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第2条並びに附則第4項の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。
- 2 第1条の規定の施行の前においても、岡山市立公民館条例第5条の規定に基づく使用許可その他同日以後の岡山市立灘崎公民館の使用に関し必要な手続を行うことができる。
- 3 第2条の規定の施行の前においても、岡山市立公民館条例第5条の規定に基づく使用許可その他同日以後の岡山市立操山公民館の使用に関し必要な手続を行うことができる。
- 4 第1条の規定による改正後の岡山市立公民館条例別表第1第28項の規定は、同条の規定の施行の日以後の岡山市立灘崎公民館の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

岡山市立灘崎公民館を移転し、及び岡山市立操山公民館を設置するため、本条例の一部を改正しようとするものである。